

事務連絡
令和6年4月18日

会員各位

公益社団法人 全国病院理学療法協会
会長 平野 五十男
保険局長 青柳 利之

業務上の法令遵守について（注意喚起）

先ごろ、茨城県内の地域密着型通所介護事業所において、個別機能訓練加算を不正に請求、受領したことが、事業所監査で判明し、返還請求の行政処分が科される事案が発生しました。

詳細は、個別機能訓練加算の算定要件とされている居宅訪問の日付と、従事者の出勤日が異なること。及び適正な居宅訪問の実績を確認する記録が認められなかったこと。並びに出勤簿や記録の虚偽報告があったことと、行政より公表されました。

つきましては、本協会においても個別機能訓練の分野で多くの会員が業務していることを踏まえ、加算の算定要件を遵守し、業務に携わるよう改めてご案内申し上げたいと思います。

また、個別機能訓練加算算定上の事務連絡（厚生労働省）を別に協会ホームページ上（トップページ＞会員向け＞診療報酬改定・介護報酬改定情報＞令和6年度介護報酬改定情報の最下段）へ掲載いたしましたので、ご確認ください。

以上